

平成22年1月29日

教育委員会第1回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第1回定例会記録

開会年月日 平成22年1月29日(金曜日)

午後 1時30分開会

午後 2時35分閉会

開催の場所 石巻市図書館多目的室

出席委員 5名

委員長 阿部盛男君

委員 鶴岡昭雄君
(委員長職務代行者)

委員 佐藤公美君

委員 津嶋ユウ君

教育長 綿引雄一君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

教育部長 熊谷徹君

教育次長 今野慶正君

教育総務課長 吉田祐二君

学校教育課長 菅原義明君

学校管理課長 菅原正好君

参事兼
体育振興課長 佐藤久君

生涯学習課長兼
石巻中央
公民館長 武山賢君

歴史文化資料
展示施設整備
対策室長 小畑孝志君

河北事務所長兼
河北総合
センター館長 高橋忠之君

雄勝事務所長 米谷富宏君

河南事務所長兼
遊楽館長 菊池広君

桃生事務所長 亀山和夫君

北上事務所長 大内耕一君

牡鹿事務所長 千葉忠志君

図書館長 千葉和江君

書記

教育総務課長
補佐 飯塚千文君

教育総務課
主任 岡浩君

教育総務
主任 高橋健之君

付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・新型インフルエンザワクチン集団接種の実施状況について
- ・平成21年度教育費に係る2月補正予算要求について
- ・石巻市河南室内プール及び石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者について

報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

平成21年専決第30号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

平成21年専決第31号 石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

報告第2号 専決処分の報告について

専決第1号 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）に対するパブリック・コメントの募集結果について

報告第3号 専決処分の報告について

専決第2号 平成23年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び選抜日程について

審議事項

第1号議案 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について

第2号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

第3号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

第4号議案 学校給食費の改定について

第5号議案 石巻市視聴覚センター条例施行規則

第6号議案 石巻市視聴覚センター運営委員会設置要綱

その他

午後 1時30分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第1回の定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

今回は佐藤委員、よろしくお願いいたします。

本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項が3件及び審議事項6件、その他となっております。

教育長報告

委員長（阿部盛男君） それでは、一般事務報告に入ります。

教育長からご報告をお願いします。

教育長（綿引雄一君） ご報告を申し上げます。

その前に、まず、成人式へのご出席大変ありがとうございました。ことしは石巻市民憲章を全地区で唱和するというを行いました。新成人にとっては初めて見たり聞いたりする憲章かと思うんですが、唱和することによって幾らかでもふるさとへの思いといいますか、そういうものが育ってくればなと思っていますところでございます。ご出席大変ありがとうございました。

教育委員さん方の机の上に新聞記事を置かせていただきました。これは、校種間交流研修事業というものです。聞きなれない言葉だと思いますが、県教育委員会の教職員課が研修制度として立ち上げたものであります。

本事業の目的というのは、校種間の理解を図り、教員としての力量を高めることとしております。異なる校種の教員が、1週間程度、他校に行って授業を参観したり、実際に授業を試みたりする研修事業です。通称ワン・ウィークと言います。しかし、本市としては個人の教員としての力量形成ということはもちろんであります。それよりも小・中連携教育の視点で理解を深め、義務教育期間9年間の育ちということについて考え、実践していく糸口として実施するよう各校に促しているところであります。

今、ご存じのように、各学校では学びステップアップ事業を中心として、確かな学力の向上に向けて小・中学校間の交流が進められてきています。しかし、小・中連携の必要性や指導の

改善について考えてもらおうとしているわけでありますが、まだまだ小・中学校の教員の意識は高いと言えないのが実情だと思っております。ですから、実際にお互いの学校に行ってみて体験することが一番だと思います。この体験を通して、例えば、学力の保障をどうしていくのか、生徒指導の問題はどう対応すればいいのか、あるいは学習習慣とか生活習慣などの発達段階を踏まえた指導はどうあればいいのか、そういうことを検討する初めの一步になればと考えております。そして、中1ギャップとか、あるいは思春期における学校不適應の防止などにもつながればよいと考えております。したがって、小・中学校の一層の連携を進めるためにも、この事業を積極的に推進していくつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

現在のところ、小学校では26校で26人が、中学校では17校で19人が実施の予定であります。その実施した様子が18日の石巻日日新聞に掲載されましたので、それをご紹介させていただくわけですが、後でござらんいただければと思っております。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して何かご質問等ございましたら、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

新型インフルエンザワクチン集団接種の実施状況について

委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

新型インフルエンザワクチン集団接種の実施状況について、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、新型インフルエンザワクチン集団接種の実施状況についてご説明申し上げます。

表紙番号2の1ページから2ページをござらん願います。

宮城県におきまして、受験、就職を控えての特別措置としまして、中学校及び高等学校の3年生を対象とし新型インフルエンザワクチンの集団接種を行うことが決定されたことに基づきまして、本市におきましても新型インフルエンザワクチンの集団接種を実施したものであります。

実施内容につきましては、昨年12月24日から本年1月8日までの間に、市内各学校及び受託医療機関において実施しております。

接種費用は3,600円となっておりますが、中学3年生及び生活保護世帯等につきましては、市の助成対象となっております。

実施内容の詳細につきましては、2ページの集団接種一覧表のとおりであります。学校ご

とに申し込み人数、接種人数、実施時期、実施場所及び受託医療機関を記載しております。網かけしてある学校につきましては、各学校を会場として集団接種を実施したものであり、教育総務課の職員が立ち会いしていることから接種人数を記載しておりますが、網かけされていない学校につきましては、接種希望者が直接受託医療機関で接種したものでありまして、接種人数の把握はいたしておりません。

なお、今回実施いたしました新型インフルエンザワクチンの集団接種後に副作用が発生したという報告はございませんでした。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたら。

（「よろしいですか」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 津嶋委員。

委員（津嶋ユウ君） 2ページの接種一覧表を見せていただいて、各学校を会場として実施した場合は接種人数が把握できているわけですよね。結局、それぞれの病院に行って受けなさいと言ったところは、結果的に何人接種したかがわからないままなのでしょうか。学校では把握しているのでしょうか。

そして、それぞれの病院に行くようにとした学校は、自分の学校を会場としてやるという方向は考えなかったのでしょうか。その辺は、教育委員会のほうでは何の指導もなかったんですか。

教育総務課長（吉田祐二君） 学校を会場とする場合とそれぞれの医療機関で実施する場合につきましては、学校と校医との間での協議の中で、学校を会場とするという校医の方とそれぞれの医療機関で実施するという方がありましたものですから、教育委員会では特にこうなさいという形での一律の指導行いませんでした。

そのため、学校で実施した場合は人数把握できたんですけれども、どうしても医療機関でやりますと、他の予防接種者、あと、今回の特別措置によるものか、そうでない場合かというすみ分けがちょっと難しい部分がございます、そこまで医療機関にまとめさせることができませんでしたので、実際の人数は把握できていない状況でございます。

委員（津嶋ユウ君） 学校では申し込み人数はわかるわけですよね。その後の把握は、養護教諭はできますよね。

教育総務課長（吉田祐二君） こちらではそこまでの確認はしておりませんが、学校のほうでは確認されていると思います。資料を見ていただくとわかりますけれども、大体申し込みさ

れてから特別な事情がなければ接種していただいていると思いますので、さほどの人数の異動はないかなとは思っております。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「一点いいですか」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 鶴岡委員どうぞ。

委員（鶴岡昭雄君） 受託医療機関の決め方なんですけれども、今、校医さん云々とあったんですけれども、ほとんどがやはり学区内の病院だと思うんですけれども、例えば、湊中学校だと大街道じゅんクリニックとなっていますが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 教育総務課長。

教育総務課長（吉田祐二君） これはすべて校医の先生方が実施しております。校医の割り振りに関しましては医師会のほうにお任せしておりますので、ちょっと離れたところもあるかと思えます。

委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

関連ですけれども、その後、インフルエンザの罹患状況といえますか、どうでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） ニュース等でも最近は余り見られなくなりましたけれども、昨日の状況ですと、13名くらいがインフルエンザでお休みしている状況ですので、大分人数は減っていると思われます。

平成21年度教育費に係る2月補正予算要求について

委員長（阿部盛男君） それでは次に入ります。

平成21年度教育費に係る2月補正予算要求について、引き続き、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、平成21年度教育費に係る2月補正予算の要求について報告いたします。

お手元に配付してあります表紙番号2の3ページから5ページをごらん願います。

本報告は平成22年石巻市議会第1回定例会に上程を行うため、現在、事務局で編成作業を行っている教育費関連の予算要求案を報告するものであります。

要求の概要は、3ページにありますとおり、使用料等の確定、国県支出金の確定による各種歳入予算の補正や、毛利コレクション等収蔵展示施設建設のため篤志家より2件の寄附がありましたので同建設基金へ積み立てを行うもの。

次に、4ページにありますとおり、歳出に関しましては、平成21年度補正予算で措置した経済危機対策関連事業等の契約額確定等による執行残の減額のほか、未契約による齋藤氏庭園整備事業費の減額補正。

次に、5ページにありますとおり、国の経済対策により、新たな交付金として地方公共団体によるインフラ整備を支援するためのきめ細やかな臨時交付金が交付予定であり、その対象事業として、総合体育館改修事業や小・中学校の施設維持整備等の事業に要する経費を要求するものであります。

なお、要求内容や要求費につきましては、現時点の内容でありまして、今後の編成作業の過程で変更する場合がございますのでご了承願いたいと思います。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に関してご質疑、ご質問等ございましたら、どうぞ。佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤公美君） 4ページの1行目の就学援助費の減額ですけれども、これは申し込み人数が少なかったということでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） 就学援助につきましては、人数のほうはさほど昨年と変わりございませんが、給食費を支給しておりますけれども、この見積もりが平均単価を使っていたもので、実質の支給金額よりもちょっと高目に設定されておりまして、その分での補正減という内容でございます。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

ちょっとお聞きします。4ページの真ん中辺ですが、契約額の確定云々というところで、小学校管理費のところのAED（42校分）とありますが、あと1校分はもう既に設置済みですか。

学校管理課長（菅原正好君） お答えさせていただきます。

前谷地小学校の分が既に寄附をいただいておりますので設置済みだったものですから、その1校分を除き、今年度設置したのは42校となっております。

委員長（阿部盛男君） 1校足りないなと思ったものですから、わかりました。

その他ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻市河南室内プール及び石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者について
委員長（阿部盛男君） それでは、次に移ります。

石巻市河南室内プール及び石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者について、遊楽館長、
お願いします。

河南事務所長兼遊楽館長（菊池 広君） 石巻市河南室内プール及び石巻市かなんパークゴ
ルフ場の指定管理者についてご報告申し上げます。

表紙番号2の6ページをごらんいただきたいと思います。

このたび、河南室内プール及びかなんパークゴルフ場指定管理者選定委員会を設置し、提案
書の審査を採点方式により行い候補者を選定いたしましたので、指定管理者の指定を行うもの
でございます。

その概要についてご説明申し上げます。

初めに、3の（1）の募集内容でございますが、募集期間は平成21年11月18日から12月22
日までの35日間で、募集方法は、市ホームページ及び石巻かほく、石巻日日新聞へ掲載し行っ
ております。説明会への参加は、河南室内プールが5法人、かなんパークゴルフ場が3法人で、
応募はそれぞれ現在の指定管理者1法人でございました。

次に、3の（2）の選定結果でございますが、選定委員会は、委員7名により12月25日と
1月7日の2回行い、応募が1法人であることから、事業計画等についての書類審査を行い、
採点方式により委員の合計点が標準点の350点以上の場合は適格とすることとし、その結果、
いずれも適格であったことから、河南室内プールについては株式会社スポルスを、かなんパー
クゴルフ場については有限会社ふれあいパークをそれぞれ候補者として選定しております。

4の指定管理の期間ですが、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となり
ます。

5の指定管理料の限度額につきましては、平成22年度から平成26年度までの5年間で、河
南室内プールが9,000万円、かなんパークゴルフ場は5,500万円としております。

7の今後のスケジュールでございますが、指定管理者の指定関係につきまして、平成22年2
月開会の市議会第1回定例会へ提案いたすこととなります。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたら、どうぞ。ござい
ませんかでしょうか。

（「1つ」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 鶴岡委員どうぞ。

委員（鶴岡昭雄君） 選定結果で標準点が350点以上の場合適格ということですが、何点満点で、それで何点くらいだったのかなというのを、もし参考までにお聞かせいただければ。

委員長（阿部盛男君） 遊楽館長。

河南事務所長兼遊楽館長（菊池 広君） 委員1人当たり最高点で100点を設定いたしております。7人ですので最高点で700点、そのちょうど半分の350点を標準点としております。点数につきましては、室内プールのほうが457.50点、かなんパークゴルフ場のほうが合計点が518.75点となっております。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

報告第1号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、これで一般事務報告を終わりました。次、報告事項に入ります。

報告第1号 専決処分の報告について、2件続けてご説明願います。平成21年専決第30号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、及び平成21年専決第31号 石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則です。

教育総務課長から願います。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま提案されました報告第1号 専決処分の報告について、平成21年専決第30号 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、及び平成21年専決第31号 石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページから5ページをごらん願います。

本年1月1日付人事異動に伴い、教育総務課の職員1名が総務部人事課へ異動するとともに、これまで教育総務課において行っていた教育委員会事務職員の給与事務等について総務部人事課において処理することになりましたので、関係する規則の一部改正が必要となったものでございます。教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務

委任等に関する規則第3条第1項の規定により12月28日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

次に、条文についてご説明申し上げます。

初めに、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げますので、表紙番号1の3ページ、あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の1ページをごらん願います。

第9条は教育総務課の分掌事務を規定しておりますが、第3号中、給与の規定を削除したものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年1月1日から施行したものでございます。

次に、石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げますので、5ページ、あわせて規則等新旧対照表の2ページをごらん願います。

第2条は、市長の補助機関の職員に補助執行する事務について規定しておりますが、第1号として、県費負担教職員及び市立高等学校教育職員を除く教育委員会職員の給与等に関することについて追加するとともに、規定の整理を行ったものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年1月1日から施行したものでございます。

以上で専決処分の報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

報告第2号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、報告第2号 専決処分の報告について、専決第1号 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）に対するパブリック・コメントの募集結果について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、報告第2号 専決処分の報告について、専決第1号 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）に対するパブリック・コメントの募集結果についてご報告申し上げます。

表紙番号1の6ページから7ページ、あわせて別冊1をごらん願います。

本報告につきましては、パブリック・コメントの募集により提出されました意見等に対する教育委員会の考え方を示し、市庁議への報告後、1月21日から市ホームページ上で公表しております。

いただいたご意見に対する教育委員会の考え方を公表するに当たり、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により1月4日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

それでは、パブリック・コメントの募集結果についてご報告いたしますので、別冊1、石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）に対するパブリック・コメントの募集結果についてをごらん願います。

本基本方針（案）に対するパブリック・コメントにつきましては、平成21年12月10日から12月25日までの16日間行った結果、個人から5件、団体から1件の計6件のご意見をいただきました。ご意見の内容につきましては、学校統合の進め方について、地域住民、保護者及び学校関係者との十分な話し合いについて、地域密着型の学校づくりについて、小規模校の教育効果について、等々貴重なご意見をいただきました。

いただきましたご意見に対する教育委員会の考え方につきましては記載のとおりでございますが、本基本方針は、本市における教育環境を整備し、適切な学校配置を図るため、小・中学校の適正な学級数の基準設定並びに統合配置計画のあり方や取り組み方を明示するものとして策定するものでございます。

適正配置の実現に当たっては、基本方針の適正規模を機械的に適用するのではなく、学校と地域社会のつながりの確保、児童生徒の通学手段と安全性の確保などのほか、教育課程の編成や学校行事、児童生徒の学校生活やPTA活動などの多岐にわたる事項について、地区住民、保護者、学校との協議を重ね、合意形成を図った上で、地域との合意や求めに応じた個別計画を立てて取り組むこととしておりますので、市民の皆様にもご理解をいただけるものと考えております。

また、今回いただきましたご意見に基づきまして、本基本方針（案）の修正はありませんでした。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまのご説明について何かご質疑等ございましたら、ございま

せんでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

報告第3号 専決処分の報告について

委員長(阿部盛男君) それでは次に参ります。

報告第3号 専決処分の報告について、専決第2号 平成23年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び選抜日程について、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長(菅原義明君) それでは、報告第3号 専決処分の報告について、専決第2号 平成23年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び選抜日程についてご報告申し上げます。表紙番号1の8ページから11ページをごらん願います。

本報告につきましては、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第4条第1項第14号の規定に基づき、本年1月4日付で専決処分しておりますことから、今回その内容につきまして報告するものでございます。

高等学校入学者選抜につきましては、これまでも宮城県、仙台市及び石巻市が協議の上実施しておりますが、平成21年12月18日付の平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び選抜日程の発表を受けまして、石巻市立高等学校におきましても平成23年度石巻市立高等学校入学者選抜方針及び選抜日程を決定したものであります。

内容といたしましては、10ページの平成23年度石巻市立高等学校入学者選抜日程及び11ページ、平成23年度石巻市立高等学校入学者選抜方針についてであります。

選抜日程は、宮城県立高等学校と同様の日程で行うこととしております。

選抜方針につきましては、内容の変更はございませんが、1、基本原則の(3)の文頭表現を県に合わせた表現に変更しております。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

第1号議案 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について

委員長(阿部盛男君) それでは、以上で報告事項を終わりにして、次、審議事項に入ります。

それでは、第1号議案 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針についてを議題といたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） それでは、ただいま提案されました第1号議案 石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針についてご説明申し上げます。

表紙番号1の12ページ及び別冊2の石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針をごらん願います。

本基本方針の策定に当たりましては、庁内検討組織におきまして素案を取りまとめ、昨年10月末から11月中旬に市内7カ所で保護者を対象とした教育懇談会を開催し、直接ご意見を伺ったほか、報告第2号でご説明いたしましたとおり、広く市民のご意見等をお伺いするため昨年12月にパブリック・コメントを実施したところであります。その結果、本基本方針（案）の内容を修正する意見はありませんでしたので、別冊2のとおり、石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、ないようでしたら、第1号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、異議がございませんので、第1号議案については原案のとおり可決いたします。

第2号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

委員長（阿部盛男君） 次に、第2号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

学校教育課長からお願いいたします。

学校教育課長（菅原義明君） それでは、第2号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の13ページ、あわせて表紙番号3、新旧対照表の3ページをごらん願います。

セクシュアル・ハラスメントの防止等に係る要綱につきましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、いわゆる男女雇用機会均等法の一部改正に伴い事業主が講ずべき措置の指針が厚生労働省から示されており、今回の改正は、当該指針に基づき必要な条項を追加するものであります。

具体的には、要綱第9条を第11条とし、第8条の次に第9条として、新たにセクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対する不利益な取り扱いを禁止する規定を、第10条として、セクシュアル・ハラスメントを行った職員に対し必要な措置を講ずる規定を追加するものであります。

なお、施行期日についてであります。附則におきまして、平成22年2月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明についてご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、ないようでしたら、第2号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 異議がございませんので、第2号議案については原案のとおり可決いたします。

第3号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

委員長（阿部盛男君） 第3号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長からお願いします。

学校教育課長（菅原義明君） それでは、第3号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

表紙番号1の14、あわせて表紙番号3、新旧対照表の4ページをごらん願います。

児童生徒の確かな学力の育成を図るためには、小・中学校の教員による相互の授業参観や授業交流体験を通して、児童生徒の発達段階による特性や授業のあり方等についての共通理解を

深め、意図的、系統的に指導していくことが大切と考えております。また、児童と生徒の交流による中学校入学時のギャップ軽減や教員間の情報交換による生徒指導上の効果も期待できると考えております。

今回の改正は、以上の観点により、小・中学校間の連携教育を一層推進するために小・中学校に小中連携主任を置くこととし、そのための一部改正を行うものであり、第19条の次に第19条の2として新たに1条を加えようとするもので、第1項で学校への小中連携主任の設置を、第2項で小中連携主任の職務を規定しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を平成22年4月1日としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤公美君） この第19条があって、次に第19条の2があって、次が2、こういう表記ですか。

学校教育課長（菅原義明君） これについてはいろいろございまして、本来であれば、例えば、第19条と違う中身として第20条とする方法もあると承知しておりますが、そうしますと、その後の第何条の準用規定の条項を全部変えなければいけないということがありましたことから、このような手法をとらせていただきました。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。津嶋委員どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） 今のところで、改正の文章の中の第19条の2の、その次の2の文が3行あったすぐ下に（生徒指導主事及び進路指導主事）とあるんですけども、これは何だろう、小中連携主任のところには生徒指導主事及び進路指導主事になるのではなく、これは20条の分ですよ。

学校教育課長（菅原義明君） 20条の表題というようなことでございます。

委員（津嶋ユウ君） 実際には、小中連携主任には、例えば教務主任とかというのを考えてもいいということなのではないでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 校務分掌上の位置づけをお願いします。

学校教育課長（菅原義明君） 実際には各学校においては、例えば、教務主任と生徒会、児童会担当でありますとか生徒指導担当等が具体的に交渉して、そして、例えば、具体的な日程とかについて教務主任が入っていくというような形をとっているものというふうに理解しております。小・中連携のいろいろな取り組みというのはこれまでもなされてきたんですけども、今

回新たに、先ほど教育長の報告にもございましたように、学力向上、その他のいろいろな面を考えまして小・中連携ということを経済委員会としては重点として推進していきます、そのために明確に小中連携主任を各学校で定めてほしいと。現実的に、それが教務主任が兼務であっても生徒指導担当が兼務であっても、それは各学校の実情に応じたものというふうに考えております。

委員長（阿部盛男君） 教育長どうぞ。

教育長（綿引雄一君） 先ほどの佐藤委員からのご質問の例でございますが、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページの中のほどに、学校評議員となって第25条とございます。そして第1項、そして第2項というふうに、1項というのは条項上書いていないんですね。25条1とあればいいんでしょうけれども、それが無いので、2、3、4、5となっております。その下の、今度、学校評価等をごらんください。これは、25条の2となっております。この方式でやったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

（「1というのは略されている」との声あり）

教育長（綿引雄一君） そういうことでございます。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

なお、管理規則を用意していただいておりますので、後で、こういうふうになっているんだと、これで学校動いているというふうなことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、第2号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 異議がございませんので、第2号議案については原案のとおり可決いたします。

第4号議案 学校給食費の改定について

委員長（阿部盛男君） 次にまいります。

第4号議案 学校給食費の改定について、学校管理課長、お願いします。

学校管理課長（菅原正好君） ただいま上程されました第4号議案 学校給食費の改定についてご説明申し上げます。

表紙番号1の15ページをごらん願います。

学校給食費の改定につきましては、平成21年、昨年11月30日に開催されました学校給食センター運営委員会の答申を受け、平成21年12月24日開催の教育委員会第12回定例会におきまして決定しているものでございますが、その後、審議結果を庁議に諮りましたところ、現下の厳しい経済状況を考慮し、改定について再考していただくよう要請をされたものでございます。

なお、今回再考いただくことで終了とするのではなくて、これまでの学校給食センター運営委員会及び教育委員会での議論を踏まえ、継続審議として対応するとのことでございます。また、不足分につきましては、なお一層の食材仕入れの工夫等に努めることで対応してまいりたいと思います。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、ございませんでしょうか。

本来は、諸物価の高騰によって上げようとする案を提出したわけですが、こういうふうになったんですが、質の低下を来さないようにご配慮願いながら、自助努力で頑張っていたきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

学校管理課長（菅原正好君） なお一層、工夫に努めて対応してまいりたいと思います。

委員長（阿部盛男君） そのほかございましたら。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 第4号議案については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 異議がありませんので、第4号議案は原案のとおり可決いたします。

第5号議案 石巻市視聴覚センター条例施行規則

第6号議案 石巻市視聴覚センター運営委員会設置要綱

委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

第5号議案 石巻市視聴覚センター条例施行規則及び第6号議案 石巻市視聴覚センター運営委員会設置要綱については、関連がありますので一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、第5号議案 石巻市視聴覚センター条例施行規則及び第6号議案 石巻市視聴覚センター運営委員会設置要綱について一括議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（武山 賢君） ただいま上程されました第5号議案並びに第6号議案は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

まず、第5号議案 石巻市視聴覚センター条例施行規則についてであります。表紙番号1の16ページから21ページをごらんください。

本件は、さきに制定いたしました石巻市視聴覚センター条例の施行に関して、必要な事項をこの規則で定めるものであります。

以下、規則の条文につきましてご説明申し上げます。

初めに、第1条は、この規則の趣旨について定めたものであります。

第2条は、機材等の貸出対象について、第3条は、貸し出し条件について定めたものであります。

第4条は、16ミリ映写機操作技術講習の受講と認定の交付等について定めたものであります。

第5条は、映写機の登録と機材検査、登録証の交付、有効期限について定めたものであります。

第6条は、教材等の利用手続について、第7条は、貸し出しを受けた者の遵守事項について定めたものであります。

第8条は、この規則の施行に関する補足規定について定めたものであります。

次に、附則であります。第1項は、施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

第2項は、この規則の施行日前日までに石巻広域行政事務組合視聴覚教材センター機材等貸出し規則で手続された行為の経過措置について定めたものであります。

続きまして、第6号議案 石巻市視聴覚センター運営委員会設置要綱についてであります。表紙番号1の22ページから23ページをごらんください。

本件は、石巻市視聴覚センターを適正かつ円滑に運営していくための運営委員会に関する必要な事項について要綱で定めるものであります。

以下、要綱の条文につきましてご説明申し上げます。

初めに、第1条は、石巻市視聴覚センター運営委員会の設置について定めたものであります。

第2条は、運営委員会の所掌事項について、第3条は、運営委員会の組織について、第4条は、委員の任期について定めたものであります。

第5条は、委員長及び副委員長の設置と職務について、第6条は、専門部会の設置について定めたものであります。

第7条は、運営委員会の会議について、第8条は、委員に対する費用弁償の支給について。

第9条は、運営委員会の庶務について定めたものであります。

第10条は、その他の事項について定めたものであります。

次に、附則であります。第1項は、施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

第2項は、最初の会議の招集について定めたものであります。

以下、その概要をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明についてご質疑等ございましたら、どうぞ。ごさいませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第5号議案並びに第6号議案については原案のとおり決することとしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） 異議がございませんので、第5号議案及び第6号議案は原案のとおり可決いたします。

その他

委員長（阿部盛男君） 以上で審議事項を終了いたしまして、その他に入ります。

初めに委員さん方から何かございましたら、どうぞ。質問等ございませんでしょうか。

それでは、私のほうから二、三お聞きいたします。

学校教育課長、冬季休業中における児童生徒、何も事故もなく3学期を迎えたということでしょうか。

学校教育課長（菅原義明君） 大きな事故の報告は受けておりません。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

それから、高校入試の件についてですが、高校入試の際の、インフルエンザに罹患している生徒がたくさん出ているなんていうときの対応の仕方は検討なさっているでしょうか。

学校教育課長（菅原義明君） これは県と協議して決定したところで、既に高校には通知しているところでございますが、健康な生徒の受験室、それから、新型インフルエンザと季節型インフルエンザに罹患している生徒用の受験室、それから、その他のそれ以外の一般的な疾病でありますとかけが等、いわゆる保健室受験の3種類の部屋を準備するように指示してございます。

なお、あわせて、罹患している生徒に対応する職員への対応といたしまして、職専免扱いで予防接種を行うことができる旨も高校に通知しております。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

もう一つですが、来年度、全国の学力検査についての市の対応といたしますか、どういう状況になっているのか、抽出方法に変わりましたので、お願いします。

学校教育課長（菅原義明君） 既にマスコミ等で報道されておりますとおり、次年度から抽出検査ということでございまして、大体、3割の小・中学校を抽出して行うということとしております。

本市の場合は、学びステップアップ事業を行っていることに加えまして、各学校では、やはり学力の一つの指標として検査結果を活用するということが有効であると考えまして、抽出校に加えて、すべての小・中学校での学力検査の実施を考えております。それについては、既に校長会議で各学校をお願いをして了解をいただいているところであります。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

高校入試についてですが、第2回目の予備調査が先日発表されました。入学者がふえればと思っていた市女商、市女高の人文のほうは1回目と2回目とさほどの変化がないように見られました。本登録は間もなく来月ですので、そのところでどう動くか期待したいところでありますが。

学校教育課長（菅原義明君） 石巻市立女子高等学校、それから、女子商業高等学校とも、各学校等を回るなどして生徒募集にはいろいろと手だてを講じてきたというふうに伺っております。また、各中学校でも適切な進路指導を行っている各校長からは報告を受けております。

今、委員長からご指摘がありましたように、市女高の生活コースはやや定員をオーバーしている状況ですが、残念ながら人文コースは若干定員に満たない状況でございます。全体的には、市女高で現在のところ0.98で、各年の範囲であるというふうには考えておりますけれども、定員に満たない状況であると。

それから、女子商業高等学校のほうは、現在のところ0.48、昨年度が0.59。現在のところは0.48ということで半分を切るというような状況でございまして、非常に教育委員会としても憂慮しているところでございます。これは、今般、協議いただいております、いわゆる統合と離して、これはこれとして今後のあり方についても検討が必要なのではないかと考えてございます。

委員長（阿部盛男君） 女子商の場合、石巻商業高校、女子が90ほど入っているんですが、

あちらが、例えば男女共学でなかったらば、商業学科を希望する子が女子商に流れてきて、定員160人だから、定員いっぱいのところかなというふうなことを思いましたが、いろいろ考えさせられる2次結果になってきたなというふうに感じました。

そのほか、委員さん方からございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、課長、事務所の所長さん方からお願いいたします。

(「よろしいですか」との声あり)

委員長(阿部盛男君) 教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、教育委員会会議録の公開についてご説明させていただきます。

ただいまお手元に配付いたしました資料をごらん願います。

教育委員会の会議録の公開につきましては、教育ビジョン前期実施計画において、教育委員会の活動状況や会議の様子などを積極的に公開し、市民に開かれた教育委員会、わかりやすい教育行政の実現のための方策として、平成21年度、ホームページ等でその公開を実施しております。

公開する内容といたしましては、本日の平成22年1月定例会分からで、個人や法人、その他の地位が損なわれるものなどや秘密会を除く全文を公開し、公開場所は、石巻市のホームページのほか市の情報公開コーナーとしております。ホームページの掲載は3月初旬を予定しております。

以上でございます。

委員長(阿部盛男君) そのほかございましたら。

生涯学習課長、どうぞ。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長(武山 賢君) それでは、平成22年度石巻市成人式の実施結果についてご説明申し上げます。

お手元の資料、ごらんいただきたいと思います。

さきに、委員の皆様方には、成人式にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。実施期日及び会場でございますけれども、1月5日の桃生を皮切りに、1月10日6カ所で実施しております。

対象者及び出席者の状況でございますが、お手元の表の一番最後の合計欄をごらんいただきたいと思います。

平成22年で対象者が1,625名、これは住民基本台帳に記載されてご案内を差し上げた方の人数でございます。そのうち、男性が575名、女性が604名出席いたしてありまして、1,179名の合計となっております。

出席率につきましては、昨年度より若干向上してありまして、72.6%となっております。

そのほか、市外から229名の方の出席がありまして、合計で1,408名の出席となっております。

この成人式につきましては、牡鹿地区を除きますが、実行委員会を組織して、実行委員の皆さんが企画立案をして、当日の受付、司会、アトラクションの企画運営などに携わって実施しております。

アトラクションの実施状況につきましては、5番目のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） 成人式については、年々よくなってきているように思います。ひとえに、生涯学習課並びに各事務所の担当の方々のご尽力のたまものだろうというふうに感謝しております。

そのほかございましたら、どうぞ。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） それでは、私のほうから、資料はございませんけれども、齋藤氏庭園の公有化事業の経過についてご説明を申し上げたいと思います。

本事業については、さきの教育委員会のほうでも、その財源につきましては国が80%を補助し、県は800万円の上限設定、その残りを本市が負担するということで進めてまいりました。本市負担相当額については、所有者である齋藤氏のほうから、将来の維持管理のため寄附をするということで買い上げ事業について進めてきたところでございます。

国の指定名勝の買い上げにつきましては、本市はもちろんのこと、全国的にも例がないということございまして、文化庁、それから宮城県の文化財保護課の指導をいただきながら、土地と建物については不動産鑑定士による鑑定評価、それから、庭木や石灯籠などの庭園の構築物については、造園業者の見積評価により買い上げ交渉をすることとしたわけでございます。

その買い上げ価格につきましては、新庁舎の用地買い上げ同様に公平性を期すため、おのおの3社から評価書を徴しまして、その平均値で事務を進めてまいりましたが、所有者の希望額と本市の買い上げ提示額に大きな乖離がございまして、同意を得ることができませんでした。そういうことから、先ほど教育総務課長のほうからも説明申し上げましたけれども、2月の補正で当該予算を減額補正を計上したところでございます。

なお、買い上げ事業につきましては、所有者、それから、文化庁の強い要望により事業化したものでございますから、引き続きその交渉は進めてまいりたいと考えてございます。

また、庭園の管理につきましては、これまで同様、本市が文化財保護法の規定に基づく管理団体といたしまして、引き続き、管理、保存に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（阿部盛男君） そのほかございましたら。

事務所の所長さん、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、次回の予定について事務局からお願いいたします。

書記（飯塚千文君） 次回、2月の定例会につきましては、2月25日木曜日午後1時半から、この図書館多目的室で開催いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で第1回の定例会のすべてを終了いたします。

午後 2時35分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男
署名委員 佐 藤 公 美